

船舶事故等調査報告書

平成21年5月28日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009仙第36号	
事故等名	漁船第五十八恵光丸運航不能(機関損傷)	
発生年月日時刻	平成20年9月26日05時00分ごろ	
発生場所	岩手県八戸市鮫角灯台東方約12海里沖合 (北緯40° 32.4'、東経142° 50.6' 付近)	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年3月19日仙台・地方事故調査官が海難報告書を入手し、同月24日船長から口述聴取 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報	船種・船名・総トン数 漁船 第五十八恵光丸 14トン 漁船登録番号 AM2-6332 船舶所有者等 個人所有	
乗組員等に関する情報	船長 一級小型船舶操縦士	
負傷者	なし	
損傷	主機6番シリンダのピストン及びライナーが焼損、クランク軸、シリンダブロック等が損傷	
事故等の経過	本船は、岩手県八戸市八戸港を出港し、イカ釣り漁業の目的で、同港沖合の漁場に向かって航行中、平成20年9月26日05時00分ごろ、主機に異常音が発生したのち停止して航行不能に陥り、僚船により八戸港にえい航された。 製造業者による調査の結果、主機6番シリンダのピストン及びライナー等の損傷が判明した。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり あり 主機冷却海水吸入口が船外の異物により閉塞され、冷却海水が不足したまま主機の運転が続けられたため、主機が過熱して損傷したものと考えられる。
原因	本インシデントは、本船が航行中、主機冷却海水吸入口が異物により閉塞され、冷却海水が不足したまま運転が続けられたため、主機が過熱して損傷したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	本インシデント後、右舷側船底に約1mの前後間隔で設置されていた2つの冷却海水吸入口の1つを、左舷側で4～5m離れた位置に移設した。	